

静 県 薬 第 145 号
令和 6 年 5 月 24 日

各地域薬剤師会会长 様

公益社団法人静岡県薬剤師会
会長 岡 田 国 一

医療事故情報収集等事業「医療安全情報 No. 210」の提供について

標題の件について、日本薬剤師会から別添写（令和 6 年 5 月 21 日付け日薬情発第 33 号）のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

○ 日本医療機能評価機構> 医療事故情報収集等事業> 医療安全情報

<https://www.med-safe.jp/contents/info/index.html>

医療安全情報 No. 210

https://www.med-safe.jp/pdf/med-safe_210.pdf

担当：静岡県薬剤師会事務局業務スタッフ；鈴木

電話：054-203-2023／FAX：054-203-2028

E-mail：syokunou@shizuyaku.or.jp



日 薬 情 発 第 33 号
令 和 6 年 5 月 21 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 川 上 純 一

医療事故情報収集等事業「医療安全情報No. 210」の提供について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
標記につきまして、日本医療機能評価機構より別添のとおり通知がありました
のでお知らせいたします。

本情報を含め、報告書、年報等も同機構より公表されております（以下）。
つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

- 日本医療機能評価機構 > 医療事故情報収集等事業 > 医療安全情報
<https://www.med-safe.jp/contents/info/index.html>
医療安全情報No. 210
https://www.med-safe.jp/pdf/med-safe_210.pdf



07

事故防止20号
2024年5月15日

関係団体 殿

公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故情報収集等事業
執行理事 後信
(公印省略)

医療事故情報収集等事業 「医療安全情報No. 210」の提供について

平素より本事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、医療事故情報収集等事業において収集した情報のうち、特に周知すべき情報を取りまとめ、5月15日に「医療安全情報No. 210」を本事業参加登録医療機関並びに本事業参加登録医療機関以外で希望する病院に提供いたしましたのでお知らせいたします。

なお、この医療安全情報を含め報告書、年報は、本事業のホームページ (<https://www.med-safe.jp/>) にも掲載いたしておりますので、医療事故の発生予防、再発防止のために、貴団体の取り組みにおいてご活用いただければ大変幸いに存じます。

今後とも有用な情報提供となるよう医療安全情報の内容の充実に努めてまいりますので、何卒ご理解、ご協力のほど宜しくお願ひ申し上げます。

加温加湿器との併用による人工鼻の閉塞

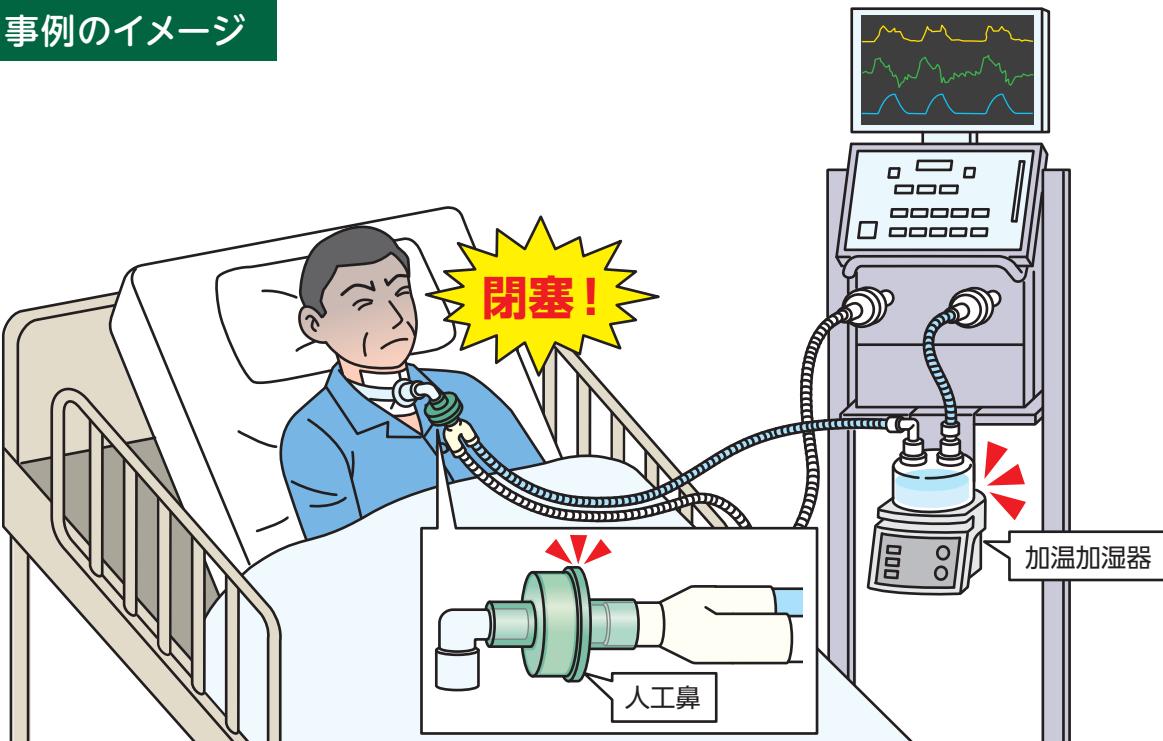
人工呼吸器を使用中に、加温加湿器と併用したことにより人工鼻が結露で閉塞し、換気が困難になった事例が報告されています。

2019年1月1日～2024年3月31日に5件の事例が報告されています。この情報は、[第53回報告書「事例紹介」](#)で取り上げた内容をもとに作成しました。

報告された事例の主な背景

- ・人工鼻と加温加湿器の併用は禁忌だと知らなかった。
- ・加温加湿器を使用する際に、人工鼻が装着されていることに気付かなかった。
- ・人工鼻を装着している患者に人工呼吸器回路を接続する際に、加温加湿器が接続されていることに気付かなかった。

事例のイメージ



加温加湿器との併用による人工鼻の閉塞

事例1

患者は、夜間のみ人工呼吸器を装着し、人工鼻を使用していた。痰の粘稠度が高くなつたため加温加湿器を接続した際、人工鼻が併用禁忌と知らず、外さなかつた。2日後、患者のEtCO₂が50～60mmHg台に上昇し、人工呼吸器回路を確認したところ、人工鼻が結露で閉塞していたことがわかつた。

事例2

患者は、自宅で在宅用の人工呼吸器に加温加湿器を付けて使用していた。入院のための搬送時、加温加湿器が外され人工鼻が装着されていた。入院後、家族が持参した加温加湿器を看護師が装着した。この時、人工鼻が装着されていることに気付かなかつた。その後、看護師が人工呼吸器チェックリストに基づきチェックを行つた際に、人工鼻を装着したまま加温加湿器を使用していたことに気付いた。

事例が発生した医療機関の取り組み

- 人工鼻と加温加湿器は併用禁忌であることを周知する。
- 患者に加温加湿器の付いた人工呼吸器を装着する際、人工鼻が装着されていないことを確認する。

上記は一例です。自施設に合つた取り組みを検討してください。

※この医療安全情報は、医療事故情報収集等事業(厚生労働省補助事業)において収集された事例をもとに、本事業の一環として総合評価部会の専門家の意見に基づき、医療事故の発生予防、再発防止のために作成されたものです。本事業の趣旨等の詳細については、本事業ホームページに掲載されている報告書および年報をご覧ください。

<https://www.med-safe.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課したりするものではありません。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル

電話：03-5217-0252(直通) FAX：03-5217-0253(直通)

<https://www.med-safe.jp/>